

第7回

島原市農業委員会総会議事録

平成23年12月26日

第 7 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 23 年 12 月 26 日 (月) 16 時 00 分

2. 閉会日時 平成 23 年 12 月 26 日 (月) 16 時 45 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 27 名 欠席者 4 名

5. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について

第 2 号議案 非農地証明願について

第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について

報告事項 合意解約通知書について

農業用施設届について

平成 23 年度 耕作放棄地全体調査報告について

議長

只今より、第7回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、1番委員、2番委員、15番委員は風邪で、7番委員は所用の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は、31名中27名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、13番委員、16番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番から3番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転について、1番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具は耕耘機、噴霧器等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は31年の農作業歴があります。譲渡人である父と2人で農業を営んでおり、今回の申請は親子間での生前贈与のための申請で、通作時間は車で4分以内ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

2番について、譲受人は46年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供の3人で農業を営んでおり、通作距離は2kmということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

3 番について、譲受人は 24 年の農作業歴があります。譲受人の両親と 3 人で農業を営んでおり、通作時間は徒歩 1 分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第 1 号議案の 1 番から 3 番について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案の所有権移転についての許可申請の 1 番から 3 番については許可することに決定します。

第 2 号議案、非農地証明願についての 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第 2 号議案、非農地証明願の 1 番について、申請人は昭和 41 年 10 月 27 日頃より店舗用地として利用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側、南側は宅地、西側、北側は道路を挟んで宅地となっております。建物を見ると築 20 年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

つづいて非農地証明願についての2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の2番について、申請人は、雑種地部分は昭和60年月日不詳頃より駐車場として、宅地部分は昭和53年月日不詳頃より住宅用地として利用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側は道路を挟んで農地、南側は水路、道路を挟んで墓地、西側は宅地、北側は水路を挟んで宅地となっております。宅地部分については、建物を見ると築20年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。また、雑種地部分についても非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第２号議案２番は非農地証明書を交付することに決定します。
つづいて非農地証明願についての３番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第２号議案、非農地証明願の３番について、申請人は、平成３年６月頃より隣接地に存する住宅の増築部分の住宅用地として利用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側、南側、西側は農地、北側は宅地となっております。建物を見ると築２０年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第２号議案３番は非農地証明書を交付することに決定します。
第３号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第３号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定 ４件 １１筆 １０，１３４．００㎡

耕作権の再設定	29件	89筆	85,726.27㎡
合 計	33件	100筆	95,860.27㎡

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については別添のとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約については別添に、農業用施設届については別添に記載のとおりですので報告します。

議長

次に平成23年度耕作放棄地全体調査報告については、事務局より報告があります。

事務局

総会議案の別添をご覧ください。今年10月に行いました農地の利用状況調査の結果がまとまりましたので報告いたします。

耕作放棄地7.6ha、区画整理事業予定地7.8ha、トータル15.4ha 実際は、154,950㎡になりました。昨年度は19.3haでございます。15.4haの内訳といたしまして、緑が43,244㎡、黄が111,706㎡となっております。23年度解消面積といたしましては4.4ha、実際は43,338㎡。内訳といたしまして田が15,834㎡、畑が27,504㎡。続きまして、23年度新規耕作放棄地面積ですが0.5ha。内訳といたしまして田が5,263㎡となっております。なお、地区別につきましては、下記の表に書かれているとおりになります。以上報告を終わります。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

これで、第7回島原市農業委員会総会を閉会します。